

- 五 市営住宅の管理及び入居に関すること。
- 六 寄附の受領に関すること。
- 七 庁舎管理及び当直等庁中取締に関すること。
- 八 放送施設の管理に関すること。
- 九 電話交換に関すること。
- 十 庁用バス、バイク及び自転車の供用に関すること。
- 十一 課内庶務に関すること。

契約係

- 一 工事、製造及び修繕の請負契約に関すること。
- 二 各種印刷の請負契約に関すること。
- 三 測量、設計及び建物管理の委託契約に関すること。
- 四 公有財産の処分の契約に関すること。
- 五 不動産の賃貸借契約書の作成及び審査に関すること。
- 六 物品の購入、修繕及び処分の契約に関すること。
- 七 入札参加資格者の調査に関すること。

八 契約対象物の検査命令に関すること。

九 指名業者選定委員会に関すること。

用地担当

- 一 土地、建物等の買収及びこれらの補償に関すること。
- 二 土地、建物等に係る権利の取得に関すること。
- 三 工事に伴う物件の補償（区画整理事業に係るものを除く。）に関すること。
- 四 土地、建物等の買収に係る調査及び契約に関すること。
- 五 土地及び建物の借用（一時借用を除く。）に関すること。
- 六 地価公示に関すること。
- 七 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地の先買の手續に関すること。
- 八 土地開発基金に関すること。
- 九 福生市土地開発公社に関すること。

市民課

市民係

- 一 戸籍、住民登録、外国人登録、印鑑、主食配給、国民健康保険、国民年金、自動車臨時運行、母子健康手帳、就学児童生徒の異動等に係る申請書及び届出の受理並びに謄抄本、証明書、許可証等の作成及び交付に關すること。
- 二 住民基本台帳、印鑑簿、自動車臨時運行許可台帳、母子健康手帳の交付台帳の作成、整備及び管理に關すること。
- 三 住民カードの作成及び整備並びにセレクトターの管理に關すること。
- 四 住民基本台帳人口調査報告に關すること。
- 五 住民票等の閲覧に關すること。
- 六 火葬費等の助成に關すること。
- 七 死体及び死胎の埋火葬許可証に關すること。
- 八 国民健康保険の助産費、育児手当及び葬祭費の申請に關すること。
- 九 異動に係る米穀通帳及び異動連絡票の作成に關すること。

- 十 交通災害共済の加入及び見舞金給付並びに台帳整備及び管理に關すること。
- 十一 金銭登録機による収入金の収納に關すること。
- 十二 狭山火葬場組合に關すること。

戸籍係

- 一 戸籍關係各種届の受付帳記載、送付及び戸籍編成等に關すること。
- 二 人口動態に關すること。
- 三 外国人登録各種届の処理、報告及び照会に關すること。
- 四 既決犯罪人名簿の作成及び保管に關すること。
- 五 身上調査、照会等の回答に關すること。
- 六 自衛官募集事務に關すること。
- 七 部内及び課内庶務に關すること。

防災係

- 一 災害対策及び防災に關すること。
- 二 消防団及び消防施設に關すること。

- 三 交通安全対策（安全施設を除く。）に関する事。
- 四 行政事務連絡員に関する事。
- 五 東京都市町村消防団員等災害補償等組合に関する事。
- 六 福生警察署管内防犯協会との連絡に関する事。

公害係

- 一 公害対策に関する事。
- 二 公害防止の指導及び相談に関する事。
- 三 公害の苦情処理に関する事。
- 四 公害防止関連法令に基づく諸届出の受理及び認可に関する事。
- 五 空地に繁茂した雑草の除去命令に関する事。
- 六 その他公害に関する事。

経済課

商工係

- 一 商工業の指導奨励及び助成振興に関する事。
- 二 商工会その他商工関係団体に関する事。

- 三 福生市中小企業振興資金の融資に関する事。
- 四 七夕まつり及び観光に関する事。
- 五 消費者と商工業者との連絡調整に関する事。
- 六 小売販売業者甲米飯提供業者登録及び主食配給に係る事務に関する事。
- 七 指定統計（人口統計及び学事統計を除く。）に関する事。
- 八 計量器の検査に関する事。
- 九 課内庶務に関する事。

農業緑化係

- 一 農業経営の指導に関する事。
- 二 緑化の保全及び推進に関する事。
- 三 農作物、植物及び家畜の病虫害駆除に関する事。
- 四 農業関係団体に関する事。
- 五 農業委員会との連絡に関する事。
- 六 西多摩農業共済事務組合に関する事。

衛生課

健康管理係

- 一 市民の健康管理に關すること。
- 二 母子保健に關すること。
- 三 成人病予防に關すること。
- 四 老人健康診査に關すること。
- 五 各種予防接種に關すること。
- 六 結核予防に關すること。
- 七 精神衛生に關すること。
- 八 食品衛生に關すること。
- 九 蓄犬登録及び狂犬病予防に關すること。
- 十 改葬の許可に關すること。
- 十一 献血に關すること。
- 十二 医療機關に關すること。

- 十三 予防衛生センターの管理に關すること。

- 十四 福生伝染病院組合に關すること。

清掃係

- 一 環境衛生計画に關すること。
- 二 そ族昆虫駆除に關すること。
- 三 し尿処理に關すること。
- 四 ごみ（へい獣を含む。）処理に關すること。
- 五 地域の美化に關すること。
- 六 西多摩衛生組合に關すること。
- 七 その他環境衛生に關すること。
- 八 課内庶務に關すること。

福祉部

保険年金課

保険係

- 一 国民健康保険特別会計予算に關すること。

- 二 国民健康保険料の調定、賦課及び徴収に関すること。
- 三 保険給付に関すること。
- 四 日雇労働者健康保険に関すること。
- 五 保養施設の利用及び補助に関すること。
- 六 国民健康保険運営協議会に関すること。
- 七 課内庶務に関すること。

年金係

- 一 国民年金各種申請書及び届出の受理及び進達に関すること。
- 二 国民年金印紙の購入に関すること。
- 三 請求者名簿の作成、整理及び保管に関すること。
- 四 被保険者名簿並びに受給者名簿の作成、整理及び保管に関すること。
- 五 保険料検認記録に関すること。

福祉事務所

庶務係

- 一 援護措置費の経理に関すること。

- 二 医療券の発行及び医療機関との連絡調整に関すること。
- 三 民生委員に関すること。
- 四 民生委員推せん会に関すること。
- 五 その他他の係の主管に属さないこと。
- 六 部内及び所内庶務に関すること。

厚生係

- 一 社会福祉事業統計及び報告に関すること。
- 二 老人及び身体障害者の医療助成に関すること。
- 三 戦傷病者、戦没者及び遺家族に関すること。
- 四 行路死病人及び浮浪者に関すること。
- 五 福祉第一係及び福祉第二係で所掌する援護措置以外の援護措置に関すること。
- 六 駐留軍関係離職者等対策に関すること。
- 七 社会福祉事業団体（私立保育所を除く。）及び施設の指導連絡に関すること。
- 八 公営住宅（市営住宅を除く。）の入居募集に関すること。
- 九 日赤及び共同募金に関すること。

十 法令及び条例に基づく年金及び手当に関すること。

十一 災害援護に関すること。

十二 保護司会に関すること。

十三 その他社会福祉の増進に関すること。

福祉第一係

一 生活保護法に基づく援護措置に関すること。

二 保育に欠ける児童の措置決定及び入退所手続に関すること。

三 その他生活保護相談に関すること。

福祉第二係

一 児童福祉法に基づく援護措置（保育措置を除く。）に関すること。

二 身体障害者福祉法に基づく援護措置に関すること。

三 老人福祉法に基づく援護措置に関すること。

四 精神薄弱者福祉法に基づく援護措置に関すること。

五 母子福祉法に基づく援護措置に関すること。

六 その他福祉相談に関すること。

保育係

一 保育事業の総合計画及び実施に関すること。

二 公私立保育所との連絡、指導及び調整に関すること。

三 保育措置費に関すること。

建設部

土木課

庶務係

一 土木事業の計画及び施行の調整に関すること。

二 道路等の占用に関すること。

三 公園（社会体育施設を除く。）及び児童遊園の占用等の許可に関すること。

四 失業対策事業に係る賃金の支払その他管理事務に関すること。

五 私道の補助に関すること。

六 屋外広告物に関すること。

七 車輛制限令に関すること。

八 部内及び課内庶務に関すること。

管理係

- 一 道路、公園等及び付属工作物の管理に關すること。
- 二 公有地境界査定、立会及び道路位置指定に關すること。
- 三 市道路線の認定、変更及び廃止に關すること。
- 四 道路橋りよう台帳の整備及び保管に關すること。
- 五 廃道敷の管理及び処分に關すること。

工務係

- 一 道路橋りよう及び付属工作物の新設工事及び改良工事の設計、施行及び監督に關すること。
- 二 その他土木に關すること。

補修係

- 一 道路、公園等及び付属工作物の補修に關すること。
- 二 街路樹の維持に關すること。
- 三 工事用機械器具資材の出納保管に關すること。

都市計画課

都市計画係

- 一 都市計画事業の総合計画及び調査に關すること。
- 二 都市計画事業の設計、施行及び監督に關すること。
- 三 都市公園、児童遊園及び緑地の設置に關すること。
- 四 地域地区に關すること。
- 五 開発指導に關すること。
- 六 優良住宅及び優良宅地に關すること。
- 七 国土利用計画法に關すること。
- 八 都市計画審議会に關すること。
- 九 課内庶務に關すること。

開発担当

- 一 福生都市計画事業福生土地区画整理事業（以下この項において「事業」という。）
会計予算に關すること。

- 二 事業の施行に関すること。
- 三 事業に係る行政不服に関すること。
- 四 事業に係る建物その他の補償に関すること。
- 五 事業に係る清算金の徴収及び交付に関すること。
- 六 保留地の処分に関すること。
- 七 土地区画整理審議会及び評価員に関すること。

建築係

- 一 建築物（学校施設を除く。）の新築、増築並びに改築工事の設計、施行及び監督に関すること。

下水道課

管理係

- 一 下水道事業会計予算に関すること。
- 二 下水道事業の計画及び調整に関すること。
- 三 下水道の認可に関すること。

四 流域下水道に関すること。

- 五 受益者負担に関すること。
- 六 下水道使用料に関すること。
- 七 受益者負担金及び下水道使用料の徴収、減免及び滞納処分に関すること。
- 八 量水器の検針及び使用水量の認定に関すること。
- 九 水洗化の助成融資に関すること。
- 十 課内庶務に関すること。

維持係

- 一 下水道施設の維持管理及び修繕に関すること。
- 二 下水道台帳の整備及び保管に関すること。
- 三 水質検査に関すること。
- 四 その他維持に関すること。

工務係

- 一 下水道工事（排水設備工事を除く。）の設計、施行及び監督に関すること。
- 二 横田基地関連下水道工事の設計、施行及び監督に関すること。

三 その他工務に關すること。

排水設備係

一 排水設備に關すること。

二 除害施設の設置指導に關すること。

三 水洗化の普及促進に關すること。

四 下水道指定工事店に關すること。

五 その他排水設備に關すること。

水道事務所

管理係

一 受託水道事業会計予算に關すること。

二 水道事業の計画及び調整に關すること。

三 業務状況の公表、事業報告及び諸統計に關すること。

四 資産の管理に關すること。

五 水道工事用資材の受払及び検査に關すること。

六 負担金等の徴収に關すること。

七 庁中取締及び他の係の主管に屬さない庁中施設の保守管理に關すること。

八 所内庶務に關すること。

業務係

一 量水器の検針及び使用水量の認定に關すること。

二 水道使用料の徴収、減免及び滞納処分に關すること。

三 その他業務に關すること。

工務係

一 水道工事（給水工事を除く。）の設計、施行及び監督に關すること。

二 送配水管の維持管理に關すること。

三 消火栓に關すること。

四 その他工務に關すること。

給水係

一 給水装置に關すること。

二 節水及び断減水に關すること。

- 三 漏水防止に關すること。
 - 四 量水器の管理に關すること。
 - 五 手数料等の徴収に關すること。
 - 六 水道指定工事店に關すること。
 - 七 その他給水に關すること。
- 浄水場係
- 一 取水及び受水に關すること。
 - 二 配水に關すること。
 - 三 機械及び器具の整備保管に關すること。
 - 四 水源並びに浄水場の維持管理及び修繕に關すること。
 - 五 その他水源及び浄水場に關すること。

附 則

- 1 この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。
- 2 福生市組織規則（昭和四十八年規則第十九号）、福生市福祉事務所処務規程（昭和四十五年訓令第三号）及び福生市水道事務所処務規程（昭和五十年訓令第十六号）は、廃止する。

第四回福生市議会 定 例 会會議録（第十二号）

昭和五十二年十二月九日福生市議會議場に第四回福生市議会定例会が開催された。
一 出席議員は次のとおりである。

一番	原 敏子 君	二番	松 山 清 君
三番	原 田 生也 君	四番	村 野 武 男 君
五番	森 田 治 男 君	六番	村 尾 栄 次 君
七番	鈴木 藤次郎 君	八番	山 崎 良之助 君
九番	竹 田 政 勝 君	十番	指 田 保 雄 君
十一番	宇 佐 美 良 時 君	十二番	貫 井 喜 代 次 君
十三番	川 窪 清 一 君	十四番	田 村 市 郎 君
十五番	小 林 菊 三 君	十六番	小 堀 仁 七 君
十七番	関 米 吉 君	十八番	東 田 正 治 君